

商品概要説明書

J A マル 得定期貯金

1. 商品名	・ J A マル 得定期貯金
2. 取扱期間	・ 令和 7 年 3 月 3 日 (月) ~ 令和 8 年 2 月 27 日 (金)
3. 販売対象	・ 個人 ・ 当店舗で各種年金受給・給与受取を既に開始している方 ・ 当店舗に各種年金受給・給与受取を新規に指定していただける方 (裁定請求書・給与振込依頼書等の手続をした方を含む)
4. 期間	・ 1 年の自動継続 (元金継続のみ)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上 500 万円以下 お一人様 500 万円が限度額となります。 ・ 1 円単位
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (約定利率) (2) 継続後の適用金利 (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の入手方法	・ 預入時における期間 1 年スーパー定期貯金の店頭表示金利に以下の金利を上乗せし満期日まで適用します。なお、預入期間中に年金・給与の受取口座指定が継続されない場合は、自動継続を停止いたします。 ①年金受給ご指定の方については、店頭表示金利に年 0.20% 上乗せいたします。 ②給与受取ご指定の方については、店頭表示金利に年 0.10% 上乗せいたします。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、お取扱いを中止することがあります。取扱いを中止した場合、満期日にスーパー定期貯金として継続いたします。 ・ 継続日における期間 1 年スーパー定期貯金の店頭表示金利に継続日の J A マル 得定期貯金上乗せ金利を加算した金利を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。 ・ 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・ マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が 6 か月以上の場合 約定利率 × 50%

<p>11. 貯金(預金) 保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室(電話:0120-43-4401)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)
<p>13. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は原則通帳式(総合口座を除く)のお取扱いとなります。 ・ATM・JAネットバンク等では取扱いを行っておりません。

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAさがみ